

障害者手帳とマイナンバーの紐づけの誤りについて

区が、障害者手帳の交付申請の受付時に、申請書に誤って別の方のマイナンバーを記載したことにより、障害者手帳とマイナンバーの紐づけが誤っていたことが、1件判明しました。

区は、今後このような誤りを起こさないよう、障害者手帳の交付申請の受付時の事務処理手順を順守するとともに、マイナンバーの記載の誤りがないよう再発防止策を徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯

令和5年12月12日、障害者手帳(身体・療育・精神)の発行を行っている東京都が障害者手帳の情報とマイナンバーの紐付け点検を実施したところ、複数の誤りが発見され、そのうち1件が港区民であることがわかりました。

なお、東京都において、過去の履歴等を調査した結果、第三者や他の行政機関による情報閲覧はないことから、個人情報の流出は確認されておりません。

区は、速やかに当該区民の方に連絡をとって謝罪するとともに、情報の修正手続きを行い、現在は正しいマイナンバーが紐づけられていることを確認しました。

2 原因

障害者手帳は、区が受け付けた交付申請書を東京都に送付して、東京都が発行しています。

令和3年9月、障害者手帳の交付申請の受付時に、区職員が申請書に別の障害者手帳所持者のマイナンバーを誤って記載し、確認が不十分なまま東京都に送付してしまいました。そのため、本来マイナンバーと障害者手帳の紐づけが必要だった方とは別の方に障害者手帳の情報が紐づけされてしまいました。

3 再発防止策

今後このような誤りを起こさないため、障害者手帳の交付申請受付時に、マイナンバーの確認に係るガイドラインの順守(氏名・生年月日等の4情報の確認、複数の職員によるダブルチェックなど)を徹底します。

また、職員に個人情報の重要性を再認識させるとともに、緊張感を持って業務にあたるよう指導し、再発防止に努めます。